

# 下島自治会規約

## 付 属

下島自治会細則

下島自主防災会規約

下島自治会館使用規定

下島表彰規定

平成31年4月1日

下 島 自 治 会

# 下島自治会規約

## 名称及び事務所

第1条 この会の名称は、下島自治会（以下「会」という）といい、事務所を自治会長（以下「会長」という）宅におく。

## 会 員

第2条 会員は、下島地域の居住者とする。但し、パレットガーデン自治会を除く。

## 目 的

第3条 この会は、町及び関係諸団体と連携協調をはかり、自治意識を高め会員相互の融和と親睦を深め、住み良い地域社会をつくることを目的とする。

## 事 業

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①会員相互の連携及び親睦に関すること。
- ②生活環境の整備と改善及び福祉と健康増進に関すること。
- ③自主防災対策、道路水路、交通安全施設、防犯灯等の整備及び環境衛生でも午後に関する要望意見等の具申に関すること。
- ④山車保存会、下島連、子ども会、青少年健全育成会、福寿会、婦人会、生産組合、民生児童委員、消防5分団、小中学校PTA等地域の諸団体との連携助成に関すること。
- ⑤ふるさと意識の高揚と伝承及び保存並びに文化教養に関すること。
- ⑥下島自治会館の管理運営に関すること。
- ⑦町及び関係機関との連携協調に関すること。

## 組織と運営

第5条 この会は、第2条の下島地域に居住する世帯等によって組を組織し、会の運営を合理的かつ円滑にするため一定の地域毎に地区自治会をもって構成する。

- ①組は、一定の地域で10～25世帯とする。但し、組内の事情によってはその限りではない。
  - ②地区自治会の名称は、東地区自治会、西地区自治会、南地区自治会とする。
2. 組織運営を円滑に行うため、広報部、福祉部、体育推進部、生涯学部、

防災部、福寿部、子ども育成部をおき、地域関連諸団体の協力を得る。

## 役員

### 第6条

この会に次の役員をおく。

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 会 長   | 1 名                         |
| 副 会 長 | 3 名(地区自治会担当)                |
| 会 計   | 1 名                         |
| 顧 問   | 1 名(会長は、必要により顧問を委嘱することが出来る) |
| 部 長   | 7 名                         |
| 組 長   | 各組 1 名                      |
| 監 事   | 2 名                         |

## 役員を選出

### 第7条

役員を選出については、次のとおりとする。

- ①会長は、選考委員会が推薦し、総会の承認を得る。
- ②副会長については、別に定める下島自治会細則により推薦し、総会の承認を得る。
- ③会計及び監事は、地区自治会の順送りとし、当番地区自治会の選考委員が推薦し、総会の承認を得る。但し、当番地区自治会の選考委員会が推薦出来ない相当の理由がある時は、前三役並びに選考委員会にはかり決定するものとする。
- ④部長は、各部の部員の互選により選出する。
- ⑤組長は、各組で任意選出する。

## 役員の任期

### 第8条

役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。組長の任期は、各組の取り決めに従うものとする。欠員によって就任した者は、前任者の残任期間とする。

## 役員の職務

### 第9条

役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、会務の代行者を互選する。
  - ①担当部を総括する。
  - ②組長が集めて持参した自治会費等を会計に引き渡す。
  - ③町等からの配布物を自治会館内所定の棚に配布する。
3. 会計は、この会の会計経理を処理する。

4. 顧問は自治会活動を円滑に行うために三役へ助言する。
5. 部長は、担当する事業部門を統括し、会の目的が達成出来るよう努力する。
6. 組長は、組内の諸事項にあたり組を代表し、会の運営にあたる。
7. 監事は、この会の会計を監査し、総会に監査結果を報告する。

## 役員の報酬

- 第10条 この会の役員には、予算の範囲内で報酬を支給する。但し、金額は、別に定める細則による。

## 会 議

- 第11条 会議は、総会および役員会とし、その召集は会長が行う。
2. 総会は、毎年3月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。
  3. 総会および臨時総会の議長は、出席者の中から選出する。
  4. 総会および臨時総会は、会員の出席者をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
  5. 役員会および諸会議の議長は会長とし、役員会、諸会議は、過半数の出席者をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
  6. 役員会および諸会議は、次の6会議による。
    - ①三役会 (会長、副会長、会計)
    - ②部長会 (三役、各部長)
    - ③組長会議 (三役、各部長、各組長)
    - ④合同会議 (三役、各部長、各組長、地域関連諸団体代表)
    - ⑤企画会議 (三役、各部長、地域関連諸団体代表)
    - ⑥特別委員会 (委員は、必要によりその都度会長が任命する)

## 議決事項

- 第12条 総会の議決事項は次のとおりとする。
- ①事業報告及び決算に関すること。
  - ②事業計画及び予算に関すること。
  - ③規約及び細則の制定並びに改廃に関すること。
  - ④その他重要事項で会長が必要と認めたもの。
  2. 役員会、諸会議の議決事項は次のとおりとする。
    - ①会の運営に関すること。
    - ②総会に付議すること。

③その他会長が必要と認めたもの。

## 経 費

### 第 1 3 条

この会の必要経費は、次の収入をもってあてる。

- ①自治会費。(一世帯当り月額 250 円「年額 3,000 円」)
- ②町交付金等。
- ③協力金。
- ④寄付金。
- ⑤その他の収入。

2. 自治会費は、年の途中に入会した会員には、入会日の翌月から納付する。  
また、退会した会員には、翌月以降の会費を返戻する。

## 会計年度

### 第 1 4 条

この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 個人情報保護の取り扱い

### 第 1 5 条

この会が自治会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、次に掲げるとおり運用するものとする。

1. この会は、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。
2. この会は、会長が「下島自治会加入届」を会員又は会員になろうとするものから提出されたことにより、個人情報を取得するものとする。  
それにより取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号、緊急時の擁護の要否、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。
3. 取得した個人情報は、名簿の作成、連絡網の作成、その他総会で議決されたものに利用するものとする。
4. 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。
5. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして破棄するものとする。
6. 個人情報は、法令に基づく場合及び人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合を除き、あらかじめ本人の同意なしに第三者に提供しないものとする。

## その他

### 第 1 6 条

この規約および細則に定めるもののほか必要な事項は、役員会において定める。

## 付 則

1. この規約は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
2. 一部改正、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
3. 一部改正、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
但し、第 7 条の細則については平成 16 年 11 月 29 日より適用する。
5. 一部改正、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
6. 一部改正、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
7. 一部改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
8. 一部改正、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
9. 一部改正、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
10. 一部改正、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
11. 一部改正、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 下島自治会細則

- 第1条 この細則は、下島自治会規約第7条により定める。
- 第2条 下島自治会は、組長会議で自治会選考委員（以下選考委員という）を委嘱する。
- 第3条 選考委員は、次の12名以内とする。  
組 長 代表6名  
部 長 代表4名以内  
有識者 2名（自治会役員経験者及び地域諸団体長並びに同経験者）
- 第4条 選考委員は、互選によって委員長1名・副委員長1名を決める。
- 第5条 選考委員長は、選考委員会の運営に当たり、副会長3名、会計1名、監事2名の役員候補者を選考し、総会へ推薦する。
- 第6条 選考委員の任期は、委嘱を受けた日より総会において可決承認されたときまでとする。
- 第7条 選考委員は、原則として役員に推薦しない。
- 付則 この細則は平成16年11月29日から施行する。  
1. 一部改正、平成23年4月1日より施行する。  
2. 一部改正、平成31年4月1日より施行する。

## 役員の報酬に関する細則

第1条 この細則は、下島自治会規約第10条により定める。

第2条 役員の報酬は次の通りとする。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 自治会長 | 90,000円                    |
| 副会長  | 70,000円                    |
| 会計   | 60,000円                    |
| 顧問   | 30,000円                    |
| 部長   | 40,000円                    |
| 組長   | 12,000円（前期分）               |
|      | 後期分は世帯数（400円/世帯）にて手当てを支給する |
| 監事   | 5,000円                     |

第3条 支給にあたっては、前期9月、後期2月の会議日とする。

第4条 細則内容の変更があるときは、役員会にて検討し、総会に提案する。

付則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

1. 一部改正、平成19年4月1日より施行する。
2. 一部改正、平成25年4月1日から施行する。
3. 一部改正、平成27年4月1日から施行する。
4. 一部改正、平成31年4月1日から施行する。

# 下島自主防災会規約

## （名称及び本部）

第1条 この会は、下島自主防災会（以下、「本会」と記載します。）といい本部を下島自治会館におく。

## 〈目的〉

第2条 本規約は、下島地域の居住者が自主防災活動を行うにあたって、守るべき事項を定めた規約で、住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震など」と記載します。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## （会員）

第3条 本会の会員は下島地域内の居住者とする。但しパレットガーデン自治会を除く。

## （事業）

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次のことを行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）地震などに対する災害予防及び応急対応に関すること。
- （3）地震などの発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導及び給食給水に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること
- （5）防災資機材などの整備点検、備蓄に関すること。
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

## 〈組織〉

第5条 上記事業をより効果的に行うため、別に「1. 自主防災の基本事項」「2. 役員の行動基準」、「3. 自主防災組織」を定め運営する。

## （役員）

第6条 本会に次の役員をおく。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 会 長（自治会長）    | 1名 |
| 2. 副会長（自治会、副会長） | 3名 |
| 3. 会 計（自治会、会計）  | 1名 |

|           |     |
|-----------|-----|
| 4. 防災部長   | 1 名 |
| 5. 副防災部長  | 2 名 |
| 6. 女性消防隊長 | 1 名 |
| 7. 福祉部長   | 1 名 |

(役員の任務)

第 7 条 本会の役員の任務

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震などの災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
3. 防災部長は、本会の防災活動の指揮命令を行う。
4. 副防災部長は、防災部長を補佐し、防災部長に事故あるときはその職務を行う。
5. 福祉部長は民生委員と連携して、避難場所への避難誘導を図る。

(防災計画)

第 8 条 本会は、地震などによる被害の防止および軽減を図るため、次の事項の防災計画を作成する。

1. 防災組織の編成および任務分担に関すること。
2. 防災知識の普及に関すること。
3. 防災訓練に関すること。
4. 情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水に関すること。
5. 防災資機材等の備蓄および管理に関すること。
6. その他必要な事項

(自主防災会議)

第 9 条 本会の会議は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

1. 上記に係わらず会長は役員以外に必要と認める者を任命し召集出来る。
2. 本会の会議の議長は、会長とし、出席役員をもって成立し議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
3. 本会の会議の定数は 12 人以内とする。

(経費)

第 10 条 本会の運営に要する経費は、町交付金および自治会費等より支出し、経費の収支事務は、自治会会計担当者がまとめるものとする。

〈会計年度〉

第 11 条 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（その他）

第 12 条 その他必要な事項については、自主防災会議の承認を得て決する。

付則

1. この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
2. 規約改正に伴う改正、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
3. 一部改正、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
4. 一部改正、平成 21 年 7 月 26 日より施行する。
5. 一部改正、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
6. 一部改正、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

## 1. 自主防災の基本事項

自主防災：それは、自分のことは自分自ら守ることから始まる。  
そして地域はみんなの手で守る。

### ◎各世帯の責務；個

各人は、常に防災意識を持ち、日頃から“いざ”と言うときに備えなければならない。

### ◎組の責務；個から小集団へ（組内に小世帯の班を編成する）

しかしながら大地震、大火災、洪水等により個人で対応することが困難な場合は、相互扶助の精神に基づき、組を単位として事態に対処しなければならない。

### ◎自治会の責務；小集団から集団へ（地区自治会）―（自治会全体）

さらにその被害が広範囲におよび、組単位では困難な事態が発生したときは、地区自治会―下島自治会として取り組み、被害を最小限に止めることに努めなければならない。

### （1）【個人（世帯）の責任において守るべき事項】

#### イ）平常時

- ①火災予防に万全を期すること。
- ②非常時に備え消火器等を備え、取り扱い方法を熟知しておくこと。
- ③「非常食・水」3日分を確保すると共に、夜間に備え懐中電灯、非常持ち出しの準備をしておくこと。
- ④大地震に備え家具等の転倒防止を図ること。
- ⑤身近な避難場所（組指定）は、家族で確認しておくこと。
  - 第一次避難場所（地区自治会別）第二次避難場所（自治会全体―開成町駅前公園）
  - 開成駅前第2公園（東地区自治会 19 組）
  - 屋敷下第1公園（南地区自治会 10 組）
  - 開成町駅前公園（西地区自治会 12 組）
- ⑥防災訓練、消火栓放水訓練等に参加し、防災の知識、技術の習得に努めること。
- ⑦その他、家族構成に応じて対応策を講じておくこと。

#### ロ）警戒宣言が発令された場合

- ①火災の原因となる「火の始末」を直ちに行い「ガスの元栓」を閉めること。
- ②電気のメインスイッチ（又はブレーカー）を落とすこと。
- ③「非常食・水・非常持ち出し等」の確認を急ぎ、手元に置くこと。
- ④「避難出口」を確保しておくこと。
- ⑤「丈夫な机に身を隠す」等身の安全を図ること。
- ⑥その他安全確保のための行動を速やかに図ること。

#### ハ）発生時

- ①突発的地震が起きた場合でも、必ず「火の始末」をすること。
- ②地震が起きた場合、急に外に出ないこと。（出る場合は、落下物、ガラス等に注意する）
- ③避難する場合は、地割れ、倒壊物、その他危険物に注意し、安全な場所へ。

- ④家族の確認を行い、もし不明者が出た場合の体制づくり。(近隣の方々の協力)
- ⑤家族の状況、負傷者の有無を組長または連絡員に伝えること。
- ⑥火災が発生し、消火活動が可能な場合は、互いに協力して初期消火に努める。
- ⑦組長の指示により第一次避難場所へ避難する。(町防災無線放送の指示)
- ⑧第一次避難場所(地区別)から第二次避難場所(下島自治会全体)への移動もありうること。  
(避難状況により会長等からの指示)

## (2) 組の対応

- ①組員は、相互扶助の精神に基づき互いに援助協力しなければならない。
- ②組長は、防災担当者として下島自主防災規約に定める「役員の行動基準」及び「自主防災組織」に基づき防災部長の指示により各班は活動にあたる。

## (3) 自治会(下島自主防災会)の対応

- ①「下島自主防災会規約」「役員の行動基準」及び「自主防災組織」に基づき迅速的確な対応にあたり、地域内の被害を最小限に止めることに努めなければならない。
- ②被害状況を町防災本部(災害対策本部)に伝え、速やかに救援要請等を行う。

# 2. 役員の行動基準

## 1. 目的

災害発生時(予知及び災害発生の恐れが極めて高いと判断される時を含む)役員が冷静にして迅速、的確な行動をすることにより、組織活動を最大限に発揮し、地域の災害を最小限に止めるためにこの行動基準を設定する。

## 2. 行動開始

- ①大地震・大火災・洪水が発生したとき。
- ②町防災無線等、行政機関からの災害発生の予知連絡があったとき。
- ③知見、経験等により、災害発生の恐れのあるとき。
- ④会長から出動要請があったとき。

## 3. 行動基準 1

役員は、2に(行動開始)定める事態が発生したときは、直ちにヘルメット等を着用し、防災活動が出来る服装で必要品を携帯し、本部(児童館)に参集する。ただし、突如大地震が発生した場合は、組長は組内の被害状況を把握するとともに避難誘導にあたり、代理人(連絡要員)を配置する。(地区避難所に急行させ報告させる)

## 4. 行動基準 2

防災部長は、参集した役員の点呼を行い、自主防委会長・副会長に報告し自主防災本部を設置する。

## 5. 行動基準 3

防災部長は、直ちに自主防災会議にて決定された事項につき、自主防委会長の指示を受け防災

組織に基づく活動の指揮にあたる。

#### 6. 防災組織活動基準4

各役割分担ごとの、平常時・非常時の役割については、[3. 自主防災組織に記述]により、それぞれの[マニュアル] 分担活動に努める。

- ①副会長 — 地区内の掌握に努める。(避難場所の安全確保等)
- ②部 長 — 部員の掌握に努める。[活動のマニュアル] 分担活動に努める。
- ③組 長 — 代理(連絡員)・班編成の[マニュアル] づくりに努める。

### 3、自主防災組織

#### 1) 役割分担 (○印の部長は責任者、各地区より複数組長が担当する)

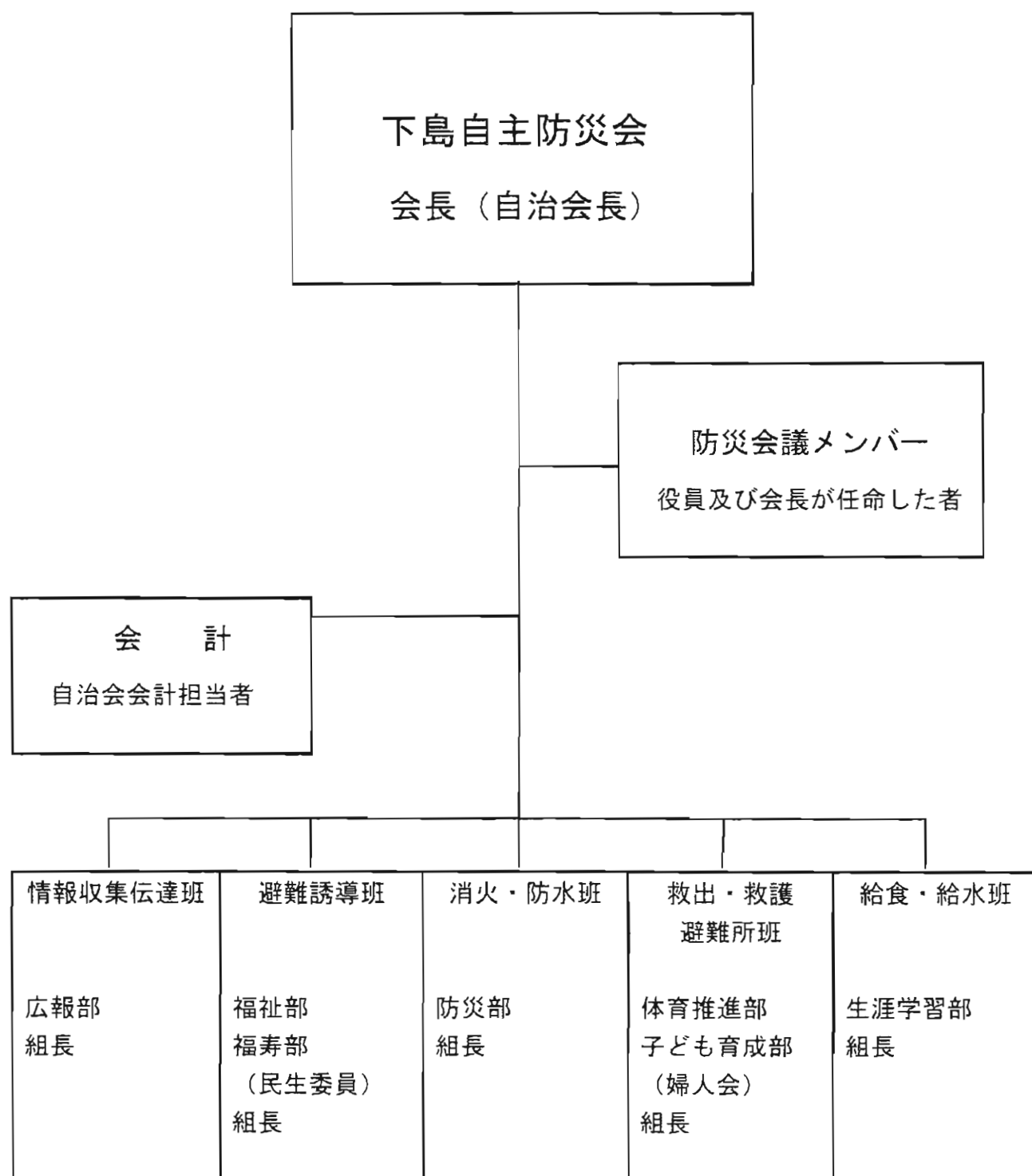
| 役割担当班        | 事業部                      | 東地区自治会 19 | 南地区自治会 10 | 西地区自治会 12 |
|--------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 1) 情報収集伝達    | ○広報部長                    |           |           |           |
| 2) 避難誘導      | ○福祉部長・福寿部長<br>(民生委員)     |           |           |           |
| 3) 消火・防水     | ○防災部長                    |           |           |           |
| 4) 救出・救護・避難所 | ○体育推進部長・子ども<br>育成部長(婦人会) |           |           |           |
| 5) 給食・給水     | ○生涯学習部長                  |           |           |           |

#### 2) 自主防災組織の役割

| 《非常時》                                                                                      | 《平常時》                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <b>組長</b><br>①組内の被害状況の把握・連絡要因の指名<br>②担当地区の副会長に被害状況を報告する<br>③組内住民の掌握、指定避難場所への誘導             | ①組内家族構成の把握に努める<br>②支援を要する人の把握に努める<br>③危険箇所、危険物の把握に努める                |
| <b>①情報収集伝達班</b><br>①被害現場の情報収集に関すること<br>②指令伝達に関すること<br>③組織内の連絡調整及び他の機関との連携に関すること(町情報無線機の扱い) | ①被害情報・対策[マニュアル] づくり<br>②情報伝達訓練に関すること<br>③必要資機材の整備点検に関すること<br>④無線機の点検 |

|                                                                                             |                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| <b>②避難誘導班</b><br>①避難者人数の掌握に関する事<br>②第1次避難場所への誘導に関する事<br>③第2次避難場所への移動に関する事                   | ①各組の人数の掌握に努める<br>②避難路の確保に努める<br>③移動【マニュアル】の作成に努める                  |
| <b>③消火・防水班</b><br>①火防止、初期消火に関する事<br>②水害時の浸水防止に関する事                                          | ①防災知識の普及に努める<br>②建築物、河川の危険箇所点検<br>③衛生処理点検の訓練に努める<br>④消火訓練の実施に関する事  |
| <b>④救出・救護・避難所班</b><br>①負傷者の救出・搬送に関する事<br>②仮設救護所の設置に関する事<br>③仮設トイレの設置に関する事<br>④ゴミ等の衛生管理に関する事 | ①救出救護・搬送の訓練実施<br>②必要資機材の点検確保<br>③衛生処理点検の訓練に努める<br>④衛生材料の整理点検に努める   |
| <b>⑤給食・給水班</b><br>①炊き出しに関する事<br>②食料飲料水・必需品等の確保に関する事<br>③水機の使用に関する事<br>④燃料の確保に関する事           | ①備蓄・水源の確保に努めること<br>(貯水槽、井戸、河川等)<br>②必要資機材の整備点検に努める<br>③必要燃料の備蓄に努める |

## 下島自主防災会組織図



# 下島自治会館使用規程

## 1. 目 的

下島自治会館（以下、自治会館という）は、地域住民のコミュニティー活動の推進、福祉・文化の向上を図る拠点施設として使用することを目的とする。

## 2. 自治会館等の使用

### (1) 使用申込み

- ①使用責任者は自治会長に連絡をとって予約をする。
- ②玄関等の鍵は、使用直前に自治会長又は副会長・会計責任者より借り受ける。

### (2) 使用不承認

次に該当する場合は、自治会館等の使用を承認しないものとする。

- ①公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる時。
- ②その他施設等の管理上、支障があると認められる時。

### (3) 使用上の注意

- ①危険物や不快感を与えるものは持ち込まない。
- ②夜間の使用は午後 9 時までとする。但し、事情により延長する場合でも午後 10 時を限度とする。使用終了後は玄関前等で立ち話などをせず、速やかに帰宅すること。
- ③点灯は、必要最小限にとどめる。
- ④自治会館内は禁煙とする。
- ⑤自治会館の施設・備品を故意に毀損、損失させた場合は、それ相当の賠償責任を負う。

### (4) 使用後の後始末

- ①使用した備品（テーブル・椅子・座布団等）は、元の場所に納める。
- ②使用者の出したゴミ類（ビン、缶等を含む）は必ず持ち帰り、自治会館内に残さない。
- ③使用後は掃除をする。
- ④火の元の確認・施錠・消灯は厳密に行う。
- ⑤使用責任者は後始末終了後、自治会館に備え付けの「下島自治会館使用報告書」の「確認事項」を点検確認し、「下島自治会館使用報告書」記載し、提出する。

### (5) 厨房・冷蔵庫の使用

- ①IH等 2 階の厨房設備を使用した場合は、使用後は必ずスイッチの切れているこ

とを確認すること

②冷蔵庫を長期保存庫として使用しない。食品衛生上から一ヶ月程度を限度とする。

(6) 冷暖房の使用

必要な場合、エアコンを使用することとし石油ストーブは廃止とする。

但し、使用料金は時間当たり100円とする。

(7) 物品(備品)の貸出

①事前に自治会長に連絡をとって、許可を得る。

②返還に際しては、自治会役員及び使用責任者のもとで数量を確認し合い、万一毀損・数量不足を生じた場合は、それ相当の弁償をする。

3. 自治会館の使用料

自治会員の使用は原則として無料とする。但し、自治会活動以外などの場合は、この限りではない。

(1) 自治会館使用料及び館外貸出し備品の各一日当りの使用料は次の通りとする。

記

|       |        |  |
|-------|--------|--|
| 1階集会室 | 1,500円 |  |
| 2階洋室  | 1,000円 |  |
| 2階和室  | 1,000円 |  |

(2) 館外貸出し備品の使用料

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| テント(1張り) | テーブル(1卓) | 椅子(20脚以下) |
| 500円     | 100円     | 500円      |

|           |         |       |
|-----------|---------|-------|
| 椅子(21脚以上) | 阿波踊り鳴り物 | その他備品 |
| 1,000円    | 200円    | 100円  |

但し、自治会の各団体が行事のために持出し使用する場合無料とする。

(3) その他

上記以外の場合における使用料徴収の有無については、自治会長に一任するものとする。

(4) 使用料の納入

使用料は、使用責任者が使用后、速やかに会計責任者に納入するものとする。

#### 4. 自治会館の清掃

自治会第一回合同会議（原則４月）に各組毎で、自治会館の清掃について決めた分担表により実施する。

(1) 原則として、毎月１回行う。

(2) 清掃分担・範囲・方法は、その都度各組にて決めて実施する。

#### 5. 異常発生時の対応

(1) 異常等が発生した場合は、速やかに自治会長又は地区自治会長・会計責任者に連絡する。不在の時は、発見場所に従って直接次の業者に連絡する。

|              |          |                     |
|--------------|----------|---------------------|
| ①電気関係        | 東京電力     | 0465-81-6222        |
| ②水道関係        | 役場—上下水道課 | 0465-84-0319        |
| ③自治会内業者—建築   | 弓田建業     | 0465-83-6539        |
| —電気          | ユタカデンキ   | 0465-82-4502        |
| ④松田警察署吉田島駐在所 |          | 0465-82-0110 内線 535 |

#### 6. 付則

この規程は、平成１８年９月１日より適用する。

一部改正、平成２１年７月２６日より施行する。

一部改正、平成３１年４月１日より施行する。

# 下島自治会館使用報告書

下島自治会長 殿

年 月 日

使用団体名 \_\_\_\_\_

報告者氏名(使用責任者) \_\_\_\_\_

次の通り報告します

| 団体区分                                                      | 無料                      【有料                      円】 |      |   |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------|---|
| 使用目的                                                      |                                                     | 使用室名 |   |
| 使用時間                                                      | :      ~      :                                     | 使用人員 | 名 |
| 使用物品及び数量                                                  |                                                     |      |   |
| <b>【確認事項】</b> <input type="checkbox"/> 枠に点検確認後○を記入してください。 |                                                     |      |   |
| 1. 使用後の後始末（机・椅子の整理、掃除機による掃除）                              |                                                     |      |   |
| 2. 戸締り点検                                                  |                                                     |      |   |
| 3. 忘れ物等の点検                                                |                                                     |      |   |
| 4. 火気（灰皿、厨房内）等の点検                                         |                                                     |      |   |
| 5. 照明・コンセントの点検                                            |                                                     |      |   |
|                                                           |                                                     |      |   |

（注）使用後所定事項記入  
のうえ、鍵と一緒に提出して下さい。

**\* 発生した空き缶、生ごみ等は全て必ず持ち帰ること。**

## 表 彰 規 定

### (目 的)

第1条 この規定は、下島自治会に関係する活動並びにスポーツ振興発展に寄与、顕著な功績に対し、表彰することを目的とする。

### (表彰基準)

第2条 表彰は次の各号いずれかに該当するものについて行う。

- (1) 自治会功労 自治会三役及び部長の職に2年以上在籍した者。
- (2) 教育功労 教育・文化・スポーツに功績のあった者。
- (3) その他功労 前各号に掲げるもののほか、特に自治会長が必要と認めた者。
- (4) 各項の表彰は一回限りとする。

### (表彰方法)

第3条 表彰は、賞状及び記念品を添え行う。

- (1) 自治会三役及び部長の職に1期2年在職した者には賞状及び記念品を贈呈するものとする。
- (2) 自治会三役及び部長の職に2期4年以上在籍した者には賞状及び記念品を贈呈するものとする。
- (3) 第2条の(2)から(3)に掲げる他の者についても第3条の(1)から(2)を適用し賞状及び記念品を贈呈するものとする。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げた記念品については別に定める。

### (審 査)

第4条 表彰を公正且つ適切に行うために、表彰審査会（以下「審査会」という）をおく。

- (1) 審査会は、委員として三役・部長を以って構成する。
- (2) 前項のほか必要ある場合、自治会長は、関係諸団体の長並びに学識経験者を参考人とし、参加要請する事もできる。

### (表彰時期)

第5条 表彰は、原則として年度末総会において行う。

### (その他)

第6条 この規定に定めてある以外の事項については、三役・部長会において定める。

### 付 則

- 1、この規定は、平成20年3月1日から施行する。
- 2、一部改正、平成27年4月1日から施行する。